

# 学校いじめ防止基本方針

041 兵庫県立国際高等学校

2017. 8. 1 改定

2018. 4. 2 改定

## 1 本校の方針

本校は、開校以来「国際社会に貢献できる人材の育成」、「自ら発信し、多文化・多言語も受容できる人間の育成」を基本方針に掲げ、自らのアイデンティティを確立しながら多様な価値観を持つ人々と相互理解を図り、国際社会に貢献できる人間の育成を目指している。

また、全校生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう教職員が生徒とともにいじめを抑止し、人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進するために、いじめへの対応として、

- ① いじめの認識を全教職員、全生徒が正しく理解する
- ② 生徒をきめ細かく見守る体制を整備する
- ③ 家庭および地域関係機関との連携を密にする

以上のことを目標に掲げ、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 基本的な考え方

本校は、国際化の特色から生育・成長過程における様々な背景を持つ生徒が共に学んでおり、これまでも生徒一人一人を大切にする教育に力を入れてきた。クラス担任・教科担当者および部活動顧問等による日々の生徒の実態把握と年次会議や職員会議における全教職員による情報の共有化を行い、生徒のわずかな変化にも敏感に対応できる体制を整えている。

「いじめは、どの学級にも学校にも起こりうる」という認識をすべての職員が持ち、生徒が好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てるような「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

また、保護者や地域住民に関心を持ってもらうよう学校のホームページに「学校いじめ防止基本方針」を掲示するとともに、生徒に対しては全校集会をはじめ年次集会、HRなどを通じて考える機会を設ける。

## 3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

### (1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する対応を効果的に行うため、クラス担任・教科担当者および部活動顧問等からの情報をもとに職員会議等で教職員全体の情報共有を図り、専門的指導が必要な場合には、関係機関との連携を図る。

また、ネットいじめに対応するため、外部機関と連携して「スマホ・ケイタイ安全教室」や「サイバー犯罪被害防止教室」等を全教職員および全生徒を対象に行い、情報モラル教育の充実を推進する。

別紙1

校内指導体制及び関係機関

別紙2

チェックリスト

### (2) 未然防止及び早期発見のための方針

#### ① いじめの気付き

いじめは保護者や教職員などの大人が気付きにくいところで行われることが多く、その判断も非常に困難である。カウンセリングマインド等の研修を通じて教職員の感性を磨いて、生徒の些細な言動や個々の置かれた

状況など小さな変化を敏感に察知し、彼らの精神状態を押し量ることができるようにする。また、いじめの問題を教職員が個人で抱え込むことがないように、いじめアンケートの実施や、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター、部活動顧問およびクラス担任をはじめとする各年次からの生徒情報を全教職員が共有して、いじめの未然防止と早期発見に努める。

## ② 互いを認め合う仲間づくり

主体的な活動を通して、生徒が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を抱くことができる取り組みを推し進める。

## ③ 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に生徒自身が気付くことができるような体験教育を充実させ、豊かな心を育成する取り組みを行う。

別紙3 年間指導計画

## (3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめを認知したときは、生徒指導部を通じて校長・教頭に報告し、いじめ対策委員会を招集して直ちにいじめの解消に向けた取り組みに着手するとともに、全教職員が共通理解をもって対応に当たる。

別紙4 緊急時の組織的対応

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、  
「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。

「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず判断し、迅速に調査に着手する。また、生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、直ちに調査を開始する。

### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、いじめ対応班に専門的知識及び経験を有する外部の第三者を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案により、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

## 5 その他の事項

本校では、いじめ対応チームにおいて年間計画を立てて生徒の状況把握に努めるとともに、職員会議ごとに生徒状況について情報交換を行い、全教職員による情報の共有化に努めており、今後もいじめ対応チームを軸にいじめの未然防止、早期発見に努め、いじめへの対応について、適切に実施できているか点検を行う。